

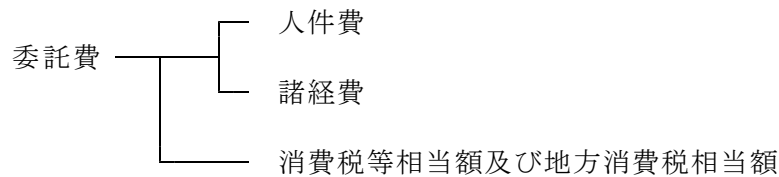
公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準

第1 適用範囲

この積算基準（案）は、公共事業に係る表示に関する公共嘱託登記を委託する場合に適用する。

第2 委託費の構成

この積算基準（案）による委託費の構成は、次によるものとする。



第3 委託費の内容及び積算

(1) 人件費

イ 人件費は、公共嘱託登記（土地家屋調査士）に従事する者の人件費で、別紙「公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛」を標準とするものとする。

ロ 積算に係る基準日額は、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとし、次のとおりとする。

職 種 名	適用させる職種
土地家屋調査士	測量主任技師
補助者 A	測量技師補
補助者 B	測量助手

(2) 諸経費

諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の 40 % を標準とする。

第4 別紙「公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛」について

(1) この歩掛は、必要な書類を発注者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受注者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。

(2) 標石、材料費及びその運搬費は実費とする。

(3) 目的地まで往復 20 km を超える旅費については、別途、実費を加算することができる。

(4) この歩掛に定めのない事項又は委託の内容等に異なる慣行がある場合については、別途、適正に定めるものとする。

公共嘱託登記(土地家屋調査士)委託歩掛

1. 調査業務

種 別	細 別	単 位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備 考
(1) 資料調査	ア. 公簿類	1筆個	0.016			
	イ. 地図類	1筆	0.016			
	ウ. 図面類	1筆個	0.036			
	エ. 疎明書面	1件	0.074			
(2) 現地調査		1件	0.284	0.284	0.218	
①事前調査						
②筆界確認	ア. 多角測量	1点	0.168	0.168	0.125	
	イ. 復元測量	1点	0.117	0.117	0.056	
	ウ. 画地調整	1区画	0.254	0.254		
	〃	加算1区画 ごと	0.169	0.169		
注:②筆界確認の加減率について						
ア. 地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						
イ. 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						
ウ. 作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						
③立会	ア. 民有地境界 A. 立会確認	1点	0.069	0.069	0.041	
	B. 測距・探索	1点	0.090	0.090	0.062	
	C. 特殊作業	1点	0.111	0.111	0.083	
	イ. 公共用地境界 Aランク	1点	0.148	0.148	0.093	
	Bランク	1点	0.521	0.521	0.264	
	Cランク	1点	0.636	0.636	0.328	
注:③立会の加減率について						
地域区分、作業の難易度により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						

2. 測量業務

種 別	細 別	単 位	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備 考
(1) 面積測量 ①土 地	地積 100㎡以下	1件	0.418	0.418	0.176	
	200㎡以下	1件	0.518	0.518	0.249	
	300㎡以下	1件	0.596	0.596	0.306	
	400㎡以下	1件	0.661	0.661	0.353	
	600㎡以下	1件	0.771	0.771	0.433	
	800㎡以下	1件	0.864	0.864	0.500	
	1,000㎡以下	1件	0.944	0.944	0.559	
	2,000㎡以下	1件	1.264	1.264	0.791	
	3,000㎡以下	1件	1.509	1.509	0.969	
	4,000㎡以下	1件	1.715	1.715	1.119	
	5,000㎡以下	1件	1.897	1.897	1.252	
	5,000㎡超	1,000㎡	0.141	0.141	0.103	
	②建 物	床面積 50㎡以下	1件	0.136	0.136	0.087
100㎡以下		1件	0.176	0.176	0.112	
200㎡以下		1件	0.232	0.232	0.149	
300㎡以下		1件	0.275	0.275	0.177	
400㎡以下		1件	0.312	0.312	0.201	
600㎡以下		1件	0.372	0.372	0.240	
800㎡以下		1件	0.424	0.424	0.274	
1,000㎡以下		1件	0.469	0.469	0.304	
2,000㎡以下		1件	0.647	0.647	0.420	
3,000㎡以下		1件	0.783	0.783	0.508	
4,000㎡以下		1件	0.897	0.897	0.583	
4,000㎡超		1,000㎡	0.088	0.088	0.057	
注：(1)面積測量の加減率について 土地 = 地域区分、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。 建物 = 区画数、作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						
(2) 境界標設置	ア. 境界点測設	1点	0.095	0.095	0.052	
	イ. 境界標埋設	1点	0.093	0.093	0.093	
	ウ. 引照点測量	1点	0.128	0.128	0.076	
注：(2)境界標設置の加減率について ア. 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。 イ. 作業の難易度により、80%以内の加算又は50%以内を減算することができる。 ウ. 地域区分により、50%以内の加算又は50%以内を減算することができる。						

3. 申請手続き業務

種 別	単 位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備 考
-----	-------------	----------------	-------------	-------------	-----

土地 表示	1筆	0.224	0.208		
	加算（1筆増すごと）	0.162	0.074		
分筆	分筆後の土地2筆まで	0.274	0.157		
	加算（1筆増すごと）	0.074	0.012		
地積の変更・更正	1筆	0.224	0.157		
	加算（1筆増すごと）	0.162	0.024		
合筆	合筆前の土地2筆まで	0.074	0.157		※現地調査費 別途加算
	加算（1筆増すごと）	0.012	0.012		
地目の変更	1筆	0.074	0.157		※現地調査費 別途加算
	加算（1筆増すごと）	0.012	0.012		
滅失	1筆	0.074	0.157		※現地調査費 別途加算
	加算（1筆増すごと）	0.012	0.012		
所有者の更正	1筆	0.074	0.157		※現地調査費 別途加算
	加算（1筆増すごと）	0.012	0.012		
所有者の表示変更・更正	1筆	0.074	0.157		
	加算（1筆増すごと）	0.012	0.012		
注：上記歩掛には「地積測量図」等の作成を含んでいるため、これらの作成が不要な場合には、 別紙【参考】3. 申請手続業務の内訳(土地)』による歩掛を適用すること。					
建物 表示	1棟1階	0.249	0.157		
	加算（附属建物1棟1階増すごとに）	0.087	0.012		
	加算（1階増すごとに）	0.074			
床面積の変更・更正	1棟1階	0.249	0.157		
	加算（附属建物1棟1階増すごとに）	0.087	0.012		
	加算（1階増すごとに）	0.074			
合併	合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174		
	加算（附属建物1棟1階増すごとに）	0.087	0.012		
	加算（1階増すごとに）	0.074			
分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟(個)まで	0.349	0.174		
	加算（附属建物1棟1階増すごとに）	0.087	0.012		
	加算（1階増すごとに）	0.074			
	加算（1個1階[1棟1階]増すごとに）	0.200	0.036		

種 別	単 位（1件当たり）	土地家屋調査士 （人）	補助者A （人）	補助者B （人）	備 考
-----	------------	----------------	-------------	-------------	-----

表示の変更・更正 (図面添付不用のもの)	1棟	0.074	0.157	※現地調査費 別途加算
	加算 (附属建物1棟増すごとに)	0.012	0.012	
滅失	1棟	0.074	0.157	※現地調査費 別途加算
	加算 (附属建物1棟増すごとに)	0.012	0.012	
所有者の更正	1棟	0.074	0.157	※現地調査費 別途加算
	加算 (附属建物1棟増すごとに)	0.012	0.012	
所有者の表示変更・更正	1棟	0.074	0.157	
	加算 (附属建物1棟増すごとに)	0.012	0.012	
区分建物 表示	初めの占有部分 (1個1階)	0.349	0.174	※敷地権 別途加算
	その余の占有部分 (1個1階)	0.236	0.057	
	加算 (附属建物1棟1階増すごとに)	0.087	0.012	
	加算 (1階増すごとに)	0.074		
合併	合併後の建物1階2棟まで	0.324	0.174	※敷地権 別途加算
	加算 (附属建物1棟1階増すごとに)	0.087	0.012	
	加算 (1階増すごとに)	0.074		
分割・区分	分割・区分後の建物1階2棟まで	0.349	0.174	※敷地権 別途加算
	加算 (附属建物1棟1階増すごとに)	0.087	0.012	
	加算 (1階増すごとに)	0.074		
	加算 (1個1階[1棟1階]増すごとに)	0.200	0.036	
敷地権 表示(追加)・抹消	敷地権の土地1筆	0.100	0.174	※敷地権 別途加算
	加算 (附属建物1棟増すごとに)	0.012	0.012	
敷地権 規約敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	0.100	0.174	※敷地権 別途加算
	加算 (附属建物1棟増すごとに)	0.012	0.012	
敷地権 法定敷地分筆	分筆後の敷地権の土地2筆まで	0.200	0.174	※敷地権 別途加算
	加算 (附属建物1棟増すごとに)	0.069	0.012	
規約共用部分(団地共 用部分)たる旨の登記	1個1階	0.100	0.174	※敷地権 別途加算
	加算 (附属建物1棟増すごとに)	0.012	0.012	
※現地調査費	1件	0.212	0.074	
※敷地権加算	敷地権を表示すべきもの (1申請書ごとに)	0.049	0.024	
	加算 (敷地権の目的たる土地1筆ごとに)	0.012	0.012	

4. 書類の作成等

種 別	単 位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備 考
-----	-------------	----------------	-------------	-------------	-----

(1) 書類の作成 文案を要するもの	1通	0.081			
文案を要しないもの	1通	0.040			
(2) 謄抄本交付申請手続 及び受領	1通		0.032		
(3) 原本の複製	1通	0.004	0.024		

3. 申請手続業務の内訳(土地)

種 別	細 別	単 位 (1件当たり)	土地家屋調査士 (人)	補助者A (人)	補助者B (人)	備 考
土地 表示	申請手続き・図面等	1筆	0.224	0.208		
	申請手続き・図面等	加算 (1筆増すごと)	0.162	0.074		
	申請手続き	1筆	0.074	0.157		
	申請手続き	加算 (1筆増すごと)	0.012	0.024		
	所在図	1筆		0.049		
	所在図	加算 (1筆増すごと)		0.049		
	地積測量図	1筆	0.149			
	地積測量図	加算 (1筆増すごと)	0.149			
分筆	申請手続き・図面等	分筆後の土地2筆まで	0.274	0.157		
	申請手続き・図面等	加算 (1筆増すごと)	0.074	0.012		
	申請手続き	分筆後の土地2筆まで	0.074	0.157		
	申請手続き	加算 (1筆増すごと)	0.024	0.012		
	地積測量図	分筆後の土地2筆まで	0.200			
	地積測量図	加算 (1筆増すごと)	0.049			
地積の変更・更正	申請手続き・図面等	1筆	0.224	0.157		
	申請手続き・図面等	加算 (1筆増すごと)	0.162	0.024		
	申請手続き	1筆	0.074	0.157		
	申請手続き	加算 (1筆増すごと)	0.012	0.024		
	地積測量図	1筆	0.149			
	地積測量図	加算 (1筆増すごと)	0.149			
合筆		合筆前の土地2筆まで	0.074	0.157		※現地調査費 別途加算
		加算 (1筆増すごと)	0.012	0.012		
地目の変更		1筆	0.074	0.157		※現地調査費 別途加算
		加算 (1筆増すごと)	0.012	0.012		
滅失		1筆	0.074	0.157		※現地調査費 別途加算
		加算 (1筆増すごと)	0.012	0.012		
所有者の更正		1筆	0.074	0.157		※現地調査費 別途加算
		加算 (1筆増すごと)	0.012	0.012		
所有者の表示変更 ・更正		1筆	0.074	0.157		
		加算 (1筆増すごと)	0.012	0.012		

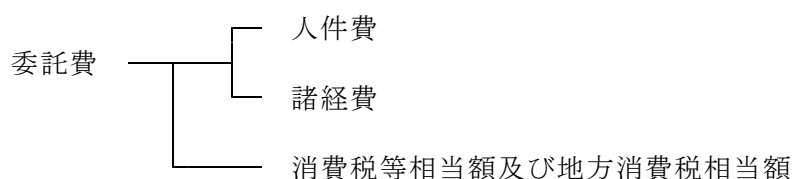
公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準

第1 適用範囲

この積算基準（案）は、公共事業に係る権利に関する公共嘱託登記を委託する場合に適用する。

第2 委託費の構成

この積算基準（案）による委託費の構成は、次によるものとする。



第3 委託費の内容及び積算

(1) 人件費

イ 人件費は、公共嘱託登記（司法書士）に従事する者の人件費で、別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」を標準とするものとする。

ロ 積算に係る基準日額は国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとし、次のとおりとする。

職 種 名	適用させる職種
司法書士	測量主任技師

(2) 諸経費

諸経費は、事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の 40 % を標準とする。

第4 別紙「公共嘱託登記（司法書士）委託歩掛」について

(1) この歩掛は、必要な書類を発注者において収集した場合の歩掛であり、これらの書類の収集を受注者に依頼した場合は、別途、適正に定めるものとする。

(2) 不動産の個数が5個を超えるときには、発注者及び受注者で協議のうえ、不動産の個数5個までを1件とすることができる。

(3) この歩掛に定めのない事項又は委託の内容等に異なる慣行がある場合については、別途、適正に定めるものとする。

公共嘱託登記(司法書士)委託歩掛

Ⅰ. 登記に関する申請手続

種 別	発注単位	司法書士 (人)	備 考
1. 所有権保存	1件	0.180	
2. 相続	1件	0.420	
3. 所有権移転	1件	0.300	
4. 用益権・担保権の設定	1件	0.269	
5. 用益権・担保権の移転又は処分	1件	0.220	
6. 登記名義人の表示変更・更正	1件	0.100	
7. 抹消・変更・その他 ①所有権の登記	1件	0.240	
②所有権以外の登記	1件	0.120	

Ⅱ. 書類の作成、その他

種 別	発注単位	司法書士 (人)	備 考
1. 文案を要するもの (民法第903条の特別受益証明書等) ①正本	1枚	0.080	
②その他	1枚	0.009	
2. 文案を要しないもの (共同担保目録のみの作成)	1枚	0.020	
3. 謄抄本・登記事項証明書・登記要約書 又は印鑑証明書の請求及び受領 (委任状作成を含む)	1通	0.020	
4. 登記簿閲覧等 (登記の申請手続の代理又は申請書類の作成 若しくは申請行為代理に関する場合は除く)	1用紙	0.020	

Ⅲ. 割増料・相談業務

種 別	発注単位	司法書士 (人)	備 考
割増料Ⅰ 不動産の個数1個を超える分 (1個につき)	1個	0.020	
割増料Ⅱ 区分建物所有権保存 (敷地権の移転の登記の効力のあるもの)	1件	0.160	
その他のもの	1件	0.060	
割増料Ⅲ 区分建物の所有権移転で、敷地権の移転の効力のあるもの	1件	0.160	
相談業務 (1時間につき)	1時間	0.060	

国中整一用第167号
平成17年3月17日

関係各事務所長 殿

用 地 部
用 地 第 一 課 長

公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準（案）の運用について

「公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準（案）」（平成16年3月25日付け国中整一用第358号・一部改正平成16年4月27日付け国中整一用第16号）の別紙「公共嘱託登記（土地家屋調査士）委託歩掛」中の各種別の加減率については、別紙の加減率表により補正することができるものとするので、参照されたい。

1. 調査業務

(1) 現地調査

② 筆界確認

ア. 多角測量

(%)

地域区分 難易度	耕地	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
測点3点以内	60 (50～70)	80 (70～90)	100 (90～110)	120 (110～130)	140 (130～150)
測点4～6点	80 (70～90)	100 (90～110)	120 (110～130)	140 (130～150)	150
急傾斜地又は 測点7点以上	100 (90～110)	120 (110～130)	140 (130～150)	150	150

(注1) 上段数値を標準とし、下段のカッコ書きの範囲で補正することができる。

(注1) 地域区分 (以下共通)

耕地 : 農耕を主とする地域

村落地 : 市街地又は準市街地に隣接した田園地帯で農耕を主とする地域

原野 : 雑草、灌木類が生育している地域

準市街地 : 建物が町並を形成する地域

市街地 : 交通、経済、文化等の中心となる地域

森林 : 木竹が集団となって育成している地域

過密市街地 : 政令に定める都市又はそれに準ずる都市で建物が最も密集している地域

山林その他 : 工作の方法によらないで竹林の生育する土地及び雑草灌木類が生育している地域

(注2) 難易度

急傾斜地 : 平均斜度15度以上をいう。

測点 : 器機点(多角点)から測角・測距を実施した細部現況点をいう。

イ. 復元測量

(%)

地域区分 難易度	耕地	村落地 (原野)	準市街地	市街地 (森林)	過密市街地
加減率	60 (50～70)	80 (70～90)	100 (90～110)	120 (110～130)	140 (130～150)

(注) 上段数値を標準とし、下段のカッコ書きの範囲で補正することができる。

ウ. 画地調整

(%)

難易度	容 易	普 通	困 難	非常に困難
加 減 率	65 (50 ~ 80)	100 (80 ~ 110)	125 (110 ~ 140)	145 (140 ~ 150)

(注1) 上段数値を標準とし、下段のカッコ書きの範囲で補正することができる。

(注2) 難易度

容 易：土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、詳細な数値資料（各筆の座標計算簿、座標による面積計算簿等）があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内で一致し、微量の筆界調整計算を行って容易に筆界点が求められる場合をいう。

普 通：土地区画整理・土地改良・耕地整理・国土調査等が完了した地区で、筆界点間の距離、内角又は方向角の記載された図面等の資料があり、現地の測量結果がそれらの数値と公差の範囲内でほぼ一致し、筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

困 難：筆界点を特定する資料が無く、また資料があっても現地復元性に乏しく、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが類似しており、公図割込み、按分計算等複雑な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合をいう。

非常に困難：筆界点を特定する資料が無く、また数値資料があっても現地形状と大きな差異があり、法務局備え付けの地図に準ずる図面その他の参考資料と現地の占有状況及び土地の形状とが大きく異なっている場合で、地域の特殊事情、歴史的経過等を考慮し、参考図面類をデジタイザーで座標読み取りして、局部修正をしながら、必要な公図割込み、按分計算等高度な筆界調整計算を行って筆界点が求められる場合を言う。

③立会

(%)

地域区分 難易度	山林その他	村 落 地	準市街地	市 街 地	過密市街地
普 通	60 (50 ~ 70)	80 (70 ~ 90)	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)

(注1) 上段数値を標準とし、下段のカッコ書きの範囲で補正することができる。

(注2) 難易度

容 易：対象土地及び利害関係人が少なく、隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が全く存在せず、境界標識が直視でき、かつ、容易に合意が得られる場合をいう。

普 通：対象土地及び利害関係人が筆数程度で、隣接地周辺が平坦で、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が少なく、境界標識の確認が容易で、か

つ、合意が支障なく得られる場合をいう。

困 難：対象土地及び利害関係人が筆数を越え、隣接地周辺が、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が多く、かつ、合意を得ることが困難な場合をいう。

非常に困難：対象土地が、周辺土地又は対面土地等にわたり、かつ、筆数を越え、利害関係人が多く、隣接地周辺が、建物・構築物・樹木・車両・通行人等の障害が過密で、かつ、合意を得ることが困難な場合をいう。

2. 測量業務

(1)面積測量

①土地

(%)

地域区分 難易度	山林その他	村 落 地	準市街地	市 街 地	過密市街地
器械点 2 点又は 境界点 4 点	50	60 (50 ~ 70)	80 (70 ~ 90)	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)
器械点 3 点又は 境界点 6 点	60 (50 ~ 70)	80 (70 ~ 90)	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)
器械点 4 点又は 境界点 8 点	80 (70 ~ 90)	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)	160 (150 ~ 170)
器械点 5 点又は 境界点 10 点	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)	160 (150 ~ 170)	175 (170 ~ 180)
器械点 6 点又は 境界点 11 点	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)	160 (150 ~ 170)	175 (170 ~ 180)	180

(注) 上段数値を標準とし、下段のカッコ書きの範囲で補正することができる。

②建物

(%)

区画数 難易度	2 区画以内	3 ~ 4 区画	5 ~ 7 区画	8 ~ 10 区画	11 区画以上
容 易	60 (50 ~ 70)	80 (70 ~ 90)	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)
普 通	80 (70 ~ 90)	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)	160 (150 ~ 170)
困 難	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)	160 (150 ~ 170)	175 (170 ~ 180)
非常に困難	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)	160 (150 ~ 170)	175 (170 ~ 180)	180

(注 1) 上段数値を標準とし、下段のカッコ書きの範囲で補正することができる。

(注2) 非区分建物の難易度

容 易：建物周囲及び敷地境界線付近が、平坦地で障害物が全く存在せず、建物測量（敷地測定を含む。以下単に「建物測量」という。）、種類・構造等の調査が容易に進められる建物

普 通：建物周囲及び敷地境界線付近が、平坦地で障害物が少なく、建物測量・種類・構造等の調査が支障なく進められる建物

困 難：建物周囲及び敷地境界線付近に障害物があり、建物測量・種類・構造等の調査が困難で時間を要する建物

非常に困難：特殊構造、不定形建物又は建物周囲及び敷地境界線付近に障害物が非常に多く、建物測量、種類・構造等の調査が困難で非常に時間を要する建物

(注3) 区分建物の専有部分の難易度

容 易：住居、事務所等で、専有部分に間仕切壁がなく、内側線の測距及び専有部分と一棟の建物の位置測定が容易に進められる建物

普 通：住居、事務所等で、専有部分に間仕切壁が比較的少なく、内側線の測距及び専有部分と一棟の建物の位置測定が支障なく進められる建物

困 難：住居、事務所等で、専有部分に間仕切壁が多く、内側線の測距及び専有部分と一棟の建物の位置測定が困難で時間を要する建物

非常に困難：不定形又は特殊構造の区分建物等で、間仕切壁が非常に多く、内側線の測距及び専有部分と一棟の建物の位置測定が困難で非常に時間を要する建物

(注4) 区分建物の一棟の建物の面積測量にかかる難易度については、(注1) 非区分建物の難易度を適用する。

(2)境界標設置

ア. 境界点測設

(%)

地 域 区 分	耕 地	村 落 地 (原 野)	準 市 街 地	市 街 地 (森 林)	過 密 市 街 地
加 減 率	60 (50 ~ 70)	80 (70 ~ 90)	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)

(注) 上段数値を標準とし、下段のカッコ書きの範囲で補正することができる。

イ. 境界標埋設

(%)

難 易 度	容 易	普 通	困 難	非常に困難
加 減 率	65 (50 ~ 80)	100 (80 ~ 120)	135 (120 ~ 150)	165 (150 ~ 180)

(注1) 上段数値を標準とし、下段のカッコ書きの範囲で補正することができる。

(注2) 難易度

容 易：黒土、赤土又は砂質土で礫を含まず、地中埋設物、木の根等がなく、掘削が容易な場合

普 通：堅い黒土、赤土又は砂質土で小さな礫を含み、地中埋設物、木の根等が多い場合

困 難：礫を含んだ粘土質又は、黒土、赤土で大きな礫を含み、かつ、地中埋設物、木の根等が多く、掘削が困難な場合

非常に困難：アスファルト、コンクリート、岩石等の破碎作業を伴う場合

ウ. 引照点測量

(%)

地 域 区 分	耕 地	村 落 地 (原 野)	準 市 街 地	市 街 地 (森 林)	過 密 市 街 地
加 減 率	60 (50 ~ 70)	80 (70 ~ 90)	100 (90 ~ 110)	120 (110 ~ 130)	140 (130 ~ 150)

(注) 上段数値を標準とし、下段のカッコ書きの範囲で補正することができる。